


庁議付議事案書

開催・平成30年3月22日

所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市情報公開条例、東大和市情報公開条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>附属機関等の会議の公開に関し、これまで事務取扱要領で定めていた内容を規則に移行して、実効性を担保するための改正である。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 傍聴者に対する禁止事項（第3条第3項） ② 傍聴者の遵守事項（第3条第4項） ③ 会議開催の事前公表媒体（第5条第2項） ④ 委任（第10条） <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 附属機関等の会議の公開について、適正な運用が図れる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 平成30年3月 規則改正について文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに改正手続を進め、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要領（平成16年3月24日市長決裁）を、廃止する。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。